

一般社団法人日本CPサッカー協会 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
1	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	【審査基準（1）について】 前年の計画/実績の分析で経営課題を抽出。単年度の行動目標/計画を2025経営計画シートを起票。 2024年09月に中長期計画策定。 【審査基準（2）について】 2024年10月に公開情報として公式HPへ掲載してます。 【審査基準（3）について】 ミッション・ビジョン作成時にも、理事が協力して話し合い、策定したため、同様に登録チームの関係者を含めたミーティングを行い広く意見を取り入れ、実行していける中長期計画を策定します。	【No.1】 2025経営計画シート 【No.2】 2024中期経営計画シート
2	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	【審査基準（1）について】 当該計画について、未だ計画未策定のため、速やかに対応します。 遵守目途：2026年3月末 【審査基準（2）について】 計画未策定のため、公表できていません。 【審査基準（3）について】 本協会において少ない人材で運営をしているため、人材の採用及び育成に関する計画について、理事会への計画提出前の段階において現役員及び事務局および、登録チームの関係者を含めたミーティングを行い、意見などを積極的に取り入れていきます。	
3	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	【審査基準（1）について】 詳細な計画は未策定のため、2026年3月末を遵守目途で速やかに対応します。 【審査基準（2）について】 計画未策定のため、公表できていませんが、財務諸表を公開することで公正性を担保しています。	【No.3】 収支予算書

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
4	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	【審査基準（1）について】 理事5名中外部理事2名で外部理事割合40.0%となり、基準を満たしています。 【審査基準（2）について】 今年度実施した女性理事採用活動では、適合する人材が見つからなかったため、引き続き女性理事の目標割合を中期経営計画シートで「2025年3月までに42.9%」としております。	【No.4】役員名簿 【No.9】協会定款
5	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	【審査基準（1）について】 現在、当協会は評議員会を置いておりません。	
6	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	【審査基準（1）について】 未設置のため、遵守目途を再度設定し、中期経営計画シートに明記します。 【審査基準（2）について】 2025年10月、全チームに委員会設置の協力依頼。登録チームで活動する登録選手人材の中からボランティアを募り、2026年3月目途で設立を目指します。 （その他、適宜必要な知見や経験を持ったプロボノ人材も視野に入れ、開かれた協会運営を目指します。） アスリート委員会委員については、下記を想定して人材確保を進める予定です。 委員長1名：現役アスリートもしくは引退アスリート 副委員長1名：協会理事等 委員～8名程度：登録チーム選手/スタッフ等の日々の活動に関係している者 ※人数構成に関しては、1年運営してみて本協会に適切な人数に調整をする予定です 【審査基準（3）について】 毎回のアスリート委員会議事録を理事会への報告を徹底します。	【No.2】2024中期経営計画シート ※アスリート委員会設置案内
7	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	【審査基準（1）について】 理事5名、監事1名の体制は現状では適正規模です。が、さらに外部理事や女性理事を充実させることで実効性を高めていきます。 スポーツ庁の「スポーツ団体における女性役員の育成・マッチング支援」事業において女性役員の募集を行いました。が、適任者が見つかりませんでしたので、引き続き、登録チーム関係者も含め人材を探していきます。	【No.4】役員名簿 【No.9】協会定款

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
8	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	【審査基準(1)について】 「理事職務権限規程」及び「役員推薦規程」に年齢制限の項目を記載しています。	【No.28】理事職務権限規程 【No.5-2】役員推薦規定
9	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること	【審査基準(1)について】 「理事職務権限規程」に再任回数・在任年数の項目を記載しています。 【激変緩和措置（または例外措置）が適用される場合に記入】 該当なし	【No.4】役員名簿 【No.28】理事職務権限規程 【No.5-2】役員推薦規程
10	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	【審査基準(1)について】 当協会のウェブサイト「役員候補者選考委員会規程」「役員推薦規程」を公開し、適切に運営しています。 (2) 有識者について 監事の方は司法書士であるなど記載 (3) 構成員の半数以上現職理事が占めない（委員会規程3条3項）ことを定めている	【No.5-1】役員候補者選考委員会規程
11	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	【審査基準(1)について】 当協会のウェブサイトにて「倫理規程」「行動規範」「社員規程」を公開しております。	【No.6】倫理規程 【No.7】行動規範 【No.8】社員規程
12	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	【審査基準(1)について】 整備済みで、適切に運用しています。	【No.12】文書取扱規程 【No.10】経理規程 【No.11】事務局規程 【No.28】理事職務権限規程 【No.27】倫理委員会規程 【No.8】社員規程 【No.9】定款 【No.24】選手等の登録に関わる規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
13	〔原則3〕組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整 備すること ②法人の業務に関する規程を整備して いるか	【審査基準（1）について】 「文書取扱規程」「懲罰規程」「不服申し立て規定」が整備済です。 個人情報保護に関する規程、リスク管理規程は2026年3月までに整備します。	【No.12】文書取扱規程 【No.26】懲罰規程 【No.23】不服申し立て規程
14	〔原則3〕組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整 備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程 を整備しているか	【審査基準（1）について】 旅費規程、賃金規程、謝金規程、就業規則などを整備している。 現在「役員の報酬に関する規程」は整備されていないため、役員は無報酬です。	【No.29】旅費規程 【No.30】賃金規程 【No.32】謝金規程 【No.33就業規則】
15	〔原則3〕組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整 備すること ④法人の財産に関する規程を整備して いるか	【審査基準（1）について】 当協会のウェブサイトにて「基金取扱規程」を公開しております。 寄附の受入れに関する規程が未整備のため、税理士と相談の上、2025年3月までに作成予定で す。	【No.13】基金取扱規程
16	〔原則3〕組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整 備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整 備しているか	【審査基準（1）について】 社員規程と、選手等の登録に関する規程を整備している。	【No.8】社員規程 【No.24】選手等登録に関する規 程
17	〔原則3〕組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考 に関する規程その他選手の権利保護に 関する規程を整備すること	【審査基準（1）について】 「強化指定選手選考規程」を公開し、適切に運用しています。 【審査基準（2）について】 日本サッカー協会（JFA）・日本障がい者サッカー連盟（JIFF）との間で日本代表活動に関する 取り決めあり、日本代表チーム活動においては、JFAと同一ユニフォーム着用となったことによ り、ガイドラインを遵守することが求められています。 この関係もあり選手の権利保護に関する規程に関してもJIFFなどと相談の上、の肖像権などに ついての規程を作成していきます。 【審査基準（3）について】 公平・公正な選手選考のため、 ①代表監督・スタッフが評価項目を策定し理事会の承認を得ます。 ②各評価項目の数値化した結果を基に選手選考を行います。 ③理事会にて選出した候補者について、代表監督・スタッフより説明を受け、協議して代表選 手を決定をします。	【No.14-1】強化指定選手選考 規程 【No.22】強化指定選手・日本代 表選手及び強化スタッフに関す る規程 【No.14-2】マーケティングガ イドライン_障がい者代表 【No.34】評価基準と選考結果

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
18	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に 関する規程を整備すること	【審査基準（1）について】 現在、審判員を要する機会(全日本選手権等)は開催地のサッカー協会へ審判員の派遣を依頼して いるため、本審査項目は適応されません。	【No.15】 審判派遣依頼書
19	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士へ の相談ルートを確認するなど、専門家 に日常的に相談や問い合わせをできる 体制を確認すること	【審査基準（1）について】 当協会は適時、司法書士や税理士に相談するルートは確保しています。監事を司法書士に委嘱 してます。 当協会は、日本障がい者サッカー連盟（以下JIFF）にも加盟しており、JIFFの協力を得られる か相談、もしくは他団体や支援団体にて共通でお引き受け頂いただける専門家を探し、依頼し たいと考えます。 2025年3月遵守目途。 【審査基準（2）について】 現役職員において、法的知識を有している人物は監事のみとなるため役員のコンプライアンス 研修実施時（年 1 回以上実施予定）などに併せて勉強する機会を作ります。	
20	〔原則4〕 コンプライ アンス委員会を設置す べきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し 運営すること	【審査基準（1）について】 【審査基準（2）について】 倫理委員会を2024年12月に設置。委員会は2025年1月に開催。その際に倫理委員会規程の見直 し（外部有識者や女性を委員に含めること等を盛り込む）や来年度の体制、研修などについて 議論し、倫理委員会規程は2025年3月を目途に改訂しました。 【審査基準（3）について】 上記記載の通り、2024年12月に委員会を設置し、1名女性を入れたました。	【No.6】 倫理規程 【No.27】 倫理委員会規程 ※倫理委員会議事録&名簿
21	〔原則4〕 コンプライ アンス委員会を設置す べきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員 に弁護士、公認会計士、学識経験者等 の有識者を配置すること	【審査基準（1）について】 コンプライアンス委員会設置の際に、専門知識を持った方を配置してます。	
22	〔原則5〕 コンプライ アンス強化のための教 育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアン ス教育を実施すること	【審査基準（1）について】 JPCインテグリティ研修会（WEB視聴）などを活用し受講しいる	【No.35】 役員向け案内文

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
23	〔原則5〕コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	【審査基準(1)について】 JPCインテグリティ研修会(WE B視聴)などを活用し受講している	【No.36】選手・指導者向け案内文
24	〔原則5〕コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	【審査基準(1)について】 当協会では現在審判員の養成は行っており、試合や大会の際には外部団体に協力・派遣を依頼しているため本審査項目は適応されません。	
25	〔原則6〕法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	【審査基準(1)(2)について】 株式会社御茶ノ水総合研究所および税理士法人みちしるべに委託し、税務・会計のサポートを受けています。会計や税務など不明点はその都度、上記へ確認して助言を受けられる体制となっている。監事を司法書士に委嘱しています。	【No.31】組織図 【No.17-1,2】会計事務所更新請求書
26	〔原則6〕法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	【審査基準(1)について】 現在、会計事務所の定期的な指導を受けながら経理規程にのっとり、適正に会計処理を行っている 【審査基準(2)について】 司法書士法人あおぞら合同事務所の立川 靖氏に監事を務めていただいています。 【審査基準(3)について】 会計監査および適法性監査、監査報告書の作成に加え、理事会にも出席し業務運営についても積極的に意見をいただいています。	【No.10経理規程】 【No.17-1,2】会計事務所契約書 【No.18】監事名簿 【No.19】監査報告書
27	〔原則6〕法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	【審査基準(1)について】 JPCのご担当者と相談および協議をして、適宜、適正な処理を行っている。	【No.20】2023度 日本スポーツ振興センター競技力向上事業実績報告
28	〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	【審査基準(1)について】 http://jcpfa.jp/public-info/ 当協会のウェブサイト上公開しております。	【No.21】令和5年度財務諸表
29	〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	【審査基準(1)について】 http://jcpfa.jp/public-info/ 当協会のウェブサイト上公開しております。	【No.22】強化指定選手選考規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
30	〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	【審査基準（1）について】 http://jcpfa.jp/public-info/当協会のウェブサイト上公開しております。	
31	〔原則8〕利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	【審査基準（1）について】 重要な契約については、必ず理事会もしくは決議省略の理事会において独断的な決定を行わないよう、相互に確認を行い決定をしています。 【審査基準（2）について】 遵守目途：2025年3月末 利益相反取引について、利益相反ポリシーの原案の作成が済んでいます。今後、理事会で早急に審議し、適切に管理していきます。	
32	〔原則8〕利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	遵守目途：2025年3月末 利益相反取引について、利益相反ポリシーの原案の作成が済んでいます。今後、理事会で早急に審議し、適切に管理していきます。	
33	〔原則9〕通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	当協会のような小規模組織では独自の制度を作ることは非常に困難であります。よって、JPC,JFAなど統括団体や上部団体のものを活用できることを周知しています。 ★「スポーツハラスメント、JPSA・JPC加盟団体向け法務相談窓口」 ①本会相談窓口 公益財団法人日本パラスポーツ協会 総務部 ②外部相談窓口 ホーガン・ロヴェルズ法律事務所外国法共同事業 ③JPC加盟競技団体向け法務支援窓口 公益財団法人日本パラスポーツ協会日本パラリンピック委員会（法務支援窓口） ★「JFA暴力等根絶相談窓口」	
34	〔原則9〕通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	同上	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
35	〔原則10〕 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	【審査基準（1）について】 禁止行為は懲罰規程第3条、処分対象者は懲罰規程第2条、処分内容は懲罰規程第4条、処分に至るまでの手続きは懲罰規程第10条でそれぞれ定めています。 【審査基準（2）について】 懲罰規程および倫理規定をウェブサイト上で公開し周知しています。 【審査基準（3）について】 懲罰規程第7条第2項において、処分対象者に弁明の機会を与えることを定めています。 【審査基準（4）について】 懲罰規程第8条において、処分結果は、処分対象者に対し、対象すあの表示、処分対象となった事実、処分於内容・理由、処分手続の経過、不服申立手続き及び期間を書面で通知することを定めています。	【No.26】 懲罰規程 【No.6】 倫理規定 【No.27】 倫理委員会規程
36	〔原則10〕 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	【審査基準（1）について】 倫理委員会を2024年12月に設置。委員会は2025年1月に開催。その際に倫理委員会規程の見直し（外部有識者や女性を委員に含めること等を盛り込む）や来年度の体制、研修などについて議論し、倫理委員会規程は2025年3月を目途に改訂しました。	【No.26】 懲罰規程 【No.27】 倫理委員会規程
37	〔原則11〕 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	【審査基準（1）について】 当協会のウェブサイトにて「不服申立規程」を公開しております。 日本スポーツ仲裁機構のスポーツ仲裁制度以上の制限は設けておらず、自動応諾しています。 【審査基準（2）について】 代表選手の選考を含むNFのあらゆる決定を広く対象としております。 【審査基準（3）について】 設けておりません。	【No.23】 不服申立規程
38	〔原則11〕 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	【審査基準（1）について】 懲罰規程第8条において、処分結果は、処分対象者に対し、対象すあの表示、処分対象となった事実、処分於内容・理由、処分手続の経過、不服申立手続き及び期間を書面で通知することを定めています。	【No.26】 懲罰規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
39	〔原則12〕 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	【審査基準（1）について】 危機管理マニュアルの策定と合わせて、早急に体制を構築していきます。 遵守目途：2026年3月末 【審査基準（2）について】 危機管理マニュアルに関して原案の作成まで済んでいます。今後、理事会で審議し、早急に体制を構築していきます。 遵守目途：2026年3月末 【審査基準（3）について】 原案作成時に不祥事対応の一連の流れを含むよう留意します。 【審査基準（4）について】 外部調査委員会を設置する際、独立性のある外部有識者（弁護士，公認会計士，学識経験者等）を中心に構成する事が求められているため、人材が見つかっていません。、JIFFとその加盟団体とも協力しそれらを設置できないかなど、再度遵守目途を設定し、早急に外部調査委員会が設置できるような体制を整備します。 委員の選定遵守目途：2026年3月末	
40	〔原則12〕 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	【審査基準（1）について】 当協会におきましては、過去4年以内に不祥事が発生していないため、本審査項目は適用されないと考えます。	
41	〔原則12〕 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	【審査基準（1）について】 当協会におきましては、過去4年以内に不祥事が発生していないため、本審査項目は適用されないと考えます。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
42	〔原則13〕 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	現状 地方組織は無いので、今後その動きがあれば整備してゆく。	
43	〔原則13〕 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	現状 地方組織は無いので、今後その動きがあれば整備してゆく。	